

事 務 連 絡

平成 23 年 10 月 7 日

関係都道府県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理については、本年 4 月 8 日付け事務連絡「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査について（依頼）」により各地方公共団体における災害廃棄物の受入処理に関する調査を実施し、多数の回答を頂きました。

しかしながら、放射性物質による災害廃棄物の汚染を心配する意見が全国各地で寄せられ、慎重な対応を余儀なくされていたところです。

環境省では、今般の東京都における広域処理のスタートを契機として、今後、広域処理を加速するため、環境省本省と地方環境事務所が緊密に連携し、広域処理のマッチングを進めることとしています。

このため、各地方公共団体における災害廃棄物の受入検討状況を把握し、得られた情報を用いて具体的なマッチングを実施することを目的として、別紙要領により調査を実施いたします。

なお、本調査の結果について、個別の地方公共団体名は公表しないこととしています。御多忙の折、大変恐縮ではございますが、御協力方よろしくお願い致します。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査要領

1. 調査方法

「災害廃棄物受入検討状況調査票」により、貴管内市区町村分を取りまとめの上、回答してください。

2. 回答提出先

別添の提出先に電子ファイルを提出願います。

3. 回答期限

平成 23 年 10 月 21 日（金）17:00

4. 記入上の留意点

①検討状況

以下のA～Cから選択して記入してください。

A：既に受入れを実施している

B：被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている

C：被災地への職員派遣や検討会議の設置等を行っていないが、受入れに向けた検討を行っている

②検討内容等

具体的な検討の内容や進捗状況を記入してください。

③受入れが想定される廃棄物

以下のような記載を参考にしてください。

○ 可燃性混合廃棄物（木くずやプラスチック等が混合した状態の廃棄物）

○ 不燃ごみ（割れたガラス等、埋立処分が必要な廃棄物）

○ 粗大ごみ（家具等で破碎処理を要する廃棄物）

○ 燃え殻等（火災により発生した燃え殻等、埋立処分が必要な廃棄物）

④処理施設名（処理内容）

受入れが想定される施設名と処理内容（焼却、破碎、埋立等）を記入してください。

⑤1日処理可能量

処理余力を勘案し、1日の処理可能量を記入してください。

⑥年間最大受入可能量

処理余力・保管能力等を勘案し、年間最大受入可能量を記入してください。

※③～⑥については、受入れが可能となった場合に想定される処理能力等を可能な範囲で記入してください。